

第1編

民法総則

第1章 一般規定

第1. 信義誠実の原則（信義則）

第2. 権利濫用

第3. 私権の実現

本節に該当する論点は掲載していませんが、体系を意識して学習することは有益であるため、節名を残しています。

第2章 人

第1. 自然人

本節に該当する論点は掲載していませんが、体系を意識して学習することは有益であるため、節名を残しています。

第2. 法人

論点 法人学説（法人の本質）

論 旧H7-2

C

総合 13頁
問題 第2問

論証

法人の本質は何か。

法人は社会的重要性を有する。したがって、法人は社会的実在であると解する。

● 論点 「目的の範囲」(34)の意義・判断基準

C

総合 14頁
問題 第2問

論証

事例

A株式会社は、B政党に対し、政治献金を行った。

A株式会社の行った政治献金は、「目的の範囲」内の行為(34条)に当たるか。

法人に権利能力が認められるのは法人が社会的実在であることにあるから、34条は法人の権利能力を制限する規定であると解する。したがって、「目的の範囲」外の行為は、絶対無効であると解する。また、「目的の範囲内」の行為には、定款の事業目的のみならず、それを遂行するのに必要な行為も含むところ、上記の通り絶対無効であるから、目的遂行に必要か否かは、行為の客観的な性質に即して抽象的に判断すべきであると解する。

(非営利法人の場合、公益目的の維持、構成員の利益保護等の観点から、営利法人の場合に比して厳格に解することになる。)

● 最大判昭45.6.24

● 最判解民事篇平成8年度(上)225~226頁

● 論点 「目的の範囲」(34)外の行為の効力

C

総合 14頁
問題 第2問

論証

事例

A農業協同組合は、非組合員Bに対し、金銭を貸し付けた。当該貸付けは、A農業協同組合の「目的の範囲」外の行為(34)であった。

「目的の範囲」外の行為(34条)の効力は、どうなるか。

法人に権利能力が認められるのは法人が社会的実在であることにあるから、民法34条は法人の権利能力を制限する規定であると解する。したがって、「目的の範囲」外の行為は、絶対無効であると解する。

論点 一般法人法78条の意義（法人の不法行為能力の可否） **論** 旧

H7-2

総合 15頁

C

論証

法人は社会的実在である。したがって、一般法人法78条は、法人自身の不法行為能力を肯定する規定であると解する。

論点 一般法人法78条と代表者個人の責任 **論** 旧H7-2

C

総合 15頁

論証

事 例

一般社団法人Aの代表者Bは、職務中、Cに怪我を負わせた。

Cは、Bに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権（709条）を根拠に、損害賠償請求をすることができるか。一般法人法78条との関係が問題となる。

たしかに、同条は、法人自身の不法行為能力を肯定する規定である。しかし、代表者の行為は、法人の行為と代表者個人の行為の二面性を有する。したがって、代表者個人も責任を負うと解する。また、代表者個人の責任と法人の責任は、連帯債務の関係にあると解する。

●大判昭7.5.27

論証

事例

一般社団法人Aの定款では、固定資産の処分等は理事会の承認が必要とされていた。一般社団法人Aの代表者Bは、理事会の承認がないにもかかわらず、Cに対し、一般社団法人Aの所有する土地を売却した。

（一般法人法78条に基づく損害賠償請求権の要件を検討していく中で）

定款に違反するB C間の売買契約は、「職務を行うについて」（一般法人法78条）に当たるか。

取引的不法行為の場合、外形に対する相手方の信頼を保護する必要がある。したがって、行為の外形からみて職務に属すると認められる場合は「職務を行うについて」に当たるが、その場合であっても、相手方において職務に属しないと知っていたか又は知らないことに重大な過失があった場合は「職務を行うについて」に当たらないと解する。

●最判昭41.6.21
最判昭50.7.14参照